

30JFIA第060号

平成30年4月5日

消費者庁長官

岡村 和美 殿

一般財団法人 食品産業センター  
理事長 村上 秀徳



食品表示見直しのルール化などについて（要請）

平素より食品産業に対し格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。遺伝子組換え表示制度については、3月14日の第10回遺伝子組換え表示検討会で、報告書(案)が了承され、去る28日に公表されました。今後、具体的な制度設計に向け消費者庁において検討が進められると承知しております。

ついでには、検討会の中でも食品産業センターとして意見を表明していた「食品表示見直しのルール化」などについて、改めて下記の通り要請します。

#### 1 食品表示の見直しのルール化

(1) 平成27年4月の新しい食品表示法による栄養成分表示義務化等の食品表示制度の大幅見直し後も、28年4月の製造所固有記号制度の見直し、29年9月の加工食品の原料原産地表示制度の拡大、今回の遺伝子組換え表示制度の見直し、今後検討が開始されることが予定されている食品添加物表示制度の見直しというように、毎年、食品表示制度の大きな見直しが行われてきています。

(2) 毎年行われる食品表示制度の見直しは、食品製造事業者にとって、容器包装の表示の変更のための包材切り替え、原料調達状況等根拠資料の把握整理、表示関係データベースやシステムの見直し等多大な時間とコストを要します。このため、27年の新制度への移行が遅れ、結果的にアレルギー表示や栄養成分表示といった消費者が求める情報の提供が遅れることが強く懸念されます。

とりわけ、食品表示以外にも直近の課題としてHACCPへの対応を求められる中小事業者にとっては、毎年の表示変更は経営の存廃にも繋がる大きな問題です。

(3) このため、食品表示制度の大きな見直しは十分な期間をとって一括して行うなど、食品製造事業者が計画的に表示の見直しを行え、包材の廃棄等事業コストの軽減が図れるようなルール化が必要です。

(4) また、最近における表示制度の複雑化の中で、制度変更を直ちに適用するのではなく、今回の遺伝子組換え表示制度の変更のように「遺伝子組換えでない」表示について従来の基準の製品と新しい基準のものが併存すると混乱を招くようなものは、一定の周知期間を設けてから適用するといったことも検討すべきです。

## 2 食品表示に関する関係省庁による調整の場の設置

(1) 個食化の進展等により、加工食品の小型化が進む中で、容器包装上の表示スペースは限界にあります。このため、食品表示法以外の表示規制（例えば資源有効利用促進法）等による表示との調整を行わないと情報量が増える中で、表示の視認性が低下し、消費者がアレルギー表示のような安全に係る食品表示を見落とし、事故に繋がる恐れもあります。

(2) 食品表示は食品製造事業者にとって、製造方法や、原料調達の方法までも見直さざるを得ないことになる、厳しい規制です。諸外国との比較等も十分に行って、安全に関わらない表示については、容器包装上の表示とすべきか他の媒体を用いた情報提供とすべきか等を含め関係省庁間で十分に調整を行う必要があります。

(3) このため、容器包装上の表示を義務付ける各種法律を所管する省庁による調整の場を設け、課題を整理し、必要な見直しを行う必要があります。

以上